

大牟田市（企業局含む。）

測量・建設コンサルタント等

【市内業者及び準市内業者】

追加受付・業種変更

競争入札参加者資格申請書類作成の手引き

令和2・3年度版

大牟田市企画総務部 契約検査室

【測量・建設コンサルタント等】申請資料の留意事項について

(市内業者及び準市内業者用)

- 1 一般競争(指名競争)入札参加者資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)【様式1】【必須】
<記載例あり>
 - ・この様式の申請者は、本店(本社)の代表者となります。
 - ・履歴事項全部証明書のとおり住所、商号又は名称及び代表者の役職・氏名を記入してください。
 - (登記上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入してください。)
 - ・市内の支店等(委任先)を登録する準市内事業者も申請書は本店の代表者を記入してください。
 - ・印鑑は実印を押印してください。
 - ・氏名には必ずフリガナを記入してください。
 - ・登録を希望する業種(5業種まで登録可)を記入してください。
- 2 経営規模等総括表【様式2】【必須】
 - ・登録を希望する業種について、直近2年分の契約実績高等を記入してください。
- 3 測量等実績調書【様式3】【必須】
 - ・登録を希望する業種について、直近2年分の実績調書を記入してください。
- 4 営業所一覧表【様式4】【支店等(委任先)登録の場合のみ】
 - ・市内の支店等(委任先)を登録する準市内事業者のみ提出が必要となります。
- 5 登録証明書等業務に関し、法律上必要な登録証明書又は通知書の写し【必須】
 - ・申請日現在で有効な登録証明書又は通知書の写しを提出してください。
 - ・登録更新手続中の場合は、そのことが確認できる資料(更新申請書で受付印のあるもの等)を提出し、登録証明書又は通知書が到着後、速やかに提出してください。
 - ・建築設計のうち、種目が建築1級を登録する業者で、契約先(支店等(委任先))を市内に登録する場合は、登録する支店等(委任先)が1級建築士事務所として登録していることの証明を提出してください。
- 6 財務諸表関係の写し【追加受付のみ】
 - ・法人の場合は、財務諸表類(申請日の直近における財務諸表(決算書)直近1年分)の写しを提出してください。
 - ・個人の場合は、青色申告者は青色申告書(令和元年分所得税青色申告決算書(一般用))、白色申告者は、(令和元年分収支内訳書(一般用))直近1年分の写しを提出してください。

7 8 9 税関係証明書の写し【追加受付のみ】

(申請日以前3か月以内に発行されたものに限る)

税区分	税目	証明書発行場所	法人	個人
国税等	法人税・所得税・消費税・地方消費税	所管税務署	国税に未納のない証明書 (その3の3)	国税に未納のない証明書 (その3の2)
福岡県税	法人事業税 個人事業税	福岡県税事務所	県税に未納のない証明書	県税に未納のない証明書
大牟田市税	法人事業税 市県民税 固定資産税 軽自動車税	大牟田市税務課	市税に滞納のない証明書	市税に滞納のない証明書

未納のない証明書が出ない場合は、未納額が0^{ゼロ}の納税証明書の写しを提出してください。
市税の場合 「税証明書交付申請書(様式5)」を使用してください。

10 履歴事項全部証明書又は身分証明書【追加受付のみ】

- ・法人の場合は、「履歴事項全部証明書」の写しを提出してください。
- ・個人の場合は身分証明書(本籍地の市町村が発行するもの)の写しを提出してください。

いずれも申請日以前3か月以内のもの

11 使用印鑑届 [様式6] 【追加受付のみ】 <記載例あり>

- ・使用印は、法人の場合は、商号又は名称と代表者の役職名が入っている印鑑を押印してください。
- ・個人事業主の場合は、代表者の印鑑を使用してください。

いずれも会社名のみ角印などは、使用できません。

- ・入札参加資格の有効期間を通して、入札、見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を、支店長等に委任する場合は、「受任者印」と「使用印」は同一となります。

12 委任状 [様式7] 【支店等(委任先)登録の場合のみ】 <記載例あり>

- ・市内の支店等(委任先)を登録する準市内事業者のみ提出が必要となります。
- ・【委任者】: 本店代表者、【受任者】: 支店等の代表者となります。
- ・代表者印は「実印」を、受任者印は「使用印」を押印してください。

13 案内図【様式8】【追加受付のみ】

- ・市内の支店等(委任先)を登録する準市内事業者は、登録する支店等(委任先)について、作成してください。

14 事業所調書【様式9】【必須】

- ・令和元年度資格審査申請後に、事業所調書の記載内容に変更があった業者又は追加受付の業者のみ提出してください。

- ・市内の支店等（委任先）を登録する準市内事業者は、登録する支店等（委任先）について、記入してください。
- ・事業所調書に基づいて事業所実態調査を行います。

15 事業所従業員名簿【様式10】【必須】 <記載例あり>

- ・本市との契約の際に、管理技術者又は照査技術者になりえる者を記入してください。
 - ・登録業種に係る技術者を1人以上記入し、当該技術者の登録業種に係る資格等を記入してください。
 - ・管理技術者、照査技術者については記入した資格等についての免許、資格者証等の写し及び3か月以上の雇用を証明できるもの（健康保険証の写し等）を添付してください。
- 市内の支店等（委任先）を登録する準市内事業者は、支店に2名以上の技術者を有する必要があります。

16 資本関係・人的関係調書【様式11】【追加受付のみ】 <記載例あり>

一定の資本関係又は人的関係にある者は、同一入札の制限をしていることから、登録される業者の関係性を把握するために提出してもらうものです。

自社と以下のいずれかの関係にある者で、大牟田市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録予定である者がいる場合、当該業者について記入し、提出してください。（記名・実印を押印）

1 資本関係又は人的関係の有無

該当する業者がない場合は、「なし」を○記とし、提出してください。

（2以降は記載の必要はありません。）

2 資本関係がある他の入札参加資格者

ア 会社法第2条第4号の2の規定による親会社等

自社の親会社が登録業者（登録予定業者）である場合、親会社の商号又は名称を記入してください。

イ 会社法第2条第3号の2の規定による子会社等

自社の子会社が登録業者（登録予定業者）である場合、子会社の商号又は名称を記入してください。

ウ アに記載した親会社等の他の子会社等

親会社と同じである会社が登録業者（登録予定業者）である場合、その子会社の商号又は名称を記入してください。

親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等を言います。

会社法（抜粋）

第2条第3号の2

子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第2条第4号の2

親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

3 人的関係がある他の入札参加資格者

会社等の役員が他方の会社等の役員（1 執行権のない者を除く）又は民事再生法又は会社更生法の規定により選任された管財人を兼ねている場合記載してください。

1 ア 更生会社又は再生手続が存続中の会社等の役員

イ 下記の取締役

（ア）監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（イ）指名委員会等設置会社における取締役

（ウ）社外取締役

（エ）定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ウ 会計参与

エ 監査役

オ 監事

カ 合名会社、合資会社又は合同会社の社員のうち定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員

キ その他ア～カまでに掲げるものに準ずる者

17 誓約書【様式12】【追加受付のみ】 <記載例あり>

・誓約書の記載内容を確認、了承し、本店の住所、商号又は名称、代表者名を記入のうえ、実印を押印してください。（両面印刷して提出のこと）

18 役員等調書及び照会承諾書【様式13】【追加受付のみ】 <記載例あり>

・住所・組織名は、本店の住所、組織名、代表者名を記入のうえ、実印を押印してください。
・法人の場合は、履歴事項全部証明書に記載されている取締役、執行役、相談役及び顧問並びに役職者と同等以上の地位を有する者を記載してください。（ただし、監査役及び執行役員の記入は必要ありません。）
・市内の支店等（委任先）を登録する準市内事業者は、支店等の代表者も記載してください。
・個人の場合は、代表者を記載してください。

19 業者登録票【様式14】【必須】 <記載例あり>

・申請資料の内容について、問合せを行う場合がありますので、必ず担当者名を記入し、担当者
と連絡がとれる電話番号を記載してください。

本店

・履歴事項全部証明書のとおり住所、商号又は名称及び代表者の役職・氏名を記入してください。

（登記上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入してください。）

支店等（委任先）

- ・本店で登録する場合
「支店等に委任しない場合」の にチェックしてください。
それ以外の項目の記入は必要ありません。
- ・市内の支店等（委任先）を登録する準市内事業者の場合
登録する支店等（委任先）について、下記の項目を記入してください。
商号又は名称、代表（委任）者の役職・氏名、住所、郵便番号、TEL、FAX等

登録業種

- ・業種（5業種まで登録可。土木設計の場合、種目は5種目まで登録可）
希望する業種、コード（別紙「測量・建設コンサルタント等業種・種目一覧」を参照）
及び希望の順位を記入してください。
注）測 量...測量業者の登録があり「契約先（市内に支店等（委任先）を登録する
準市内事業者の場合は、登録する支店等（委任先）」に測量士が必要
となります。

・建設コンサルタント等の登録（許可）有効期限

業種・種目別に登録（許可）の有効期限を記入してください。登録（許可）制度がない場合は斜線を引く。

・申請区分

業種別に「継続」・「新規」の該当する方に をつけてください。

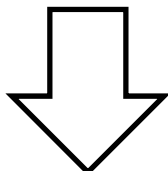
本市に初めて競争入札参加者資格審査申請をする業種又は登録のない期間が2年間以上ある（H30年度・R元年度とも登録のない）業種は、新規となります。

種目については、新規で申請する場合であっても、業種の登録が新規の場合のみ種目の登録も新規となり(下記例)、業種の登録が継続の場合は、種目の登録は継続とします。(下記例)

例) H30年度登録状況

R元年度登録状況

登録業種	業種	種目	登録業種	業種	種目	申請区分	登録の扱い
第1希望	測量		第1希望	測量		継続	継続
		一般測量			一般測量	継続	継続
			第2希望	土木設計		新規	新規
					道路	新規	新規



R 2年度申請（今回）

登録業種	業種	種目	申請区分	登録の扱い
第1希望	測量		継続	継続
		一般測量	継続	継続
第2希望	建築設計		新規	新規
		1級建築	新規	新規
		機械設備	新規	新規
第3希望	土木設計		継続	継続
		道路	継続	継続
		下水道	新規	継続

点線より左側が業者登録票への記載項目

業種：建築設計についてはH30年度、R元年度両方に登録がなく、新規申請となるため、業種・種目ともに新規。

種目：下水道については新規申請であるが、業種：土木設計は、R元年度に登録があり継続となるため、種目：下水道についても、登録については継続とする。

20 受付票【様式15】 希望者のみ

- ・希望される場合は、商号又は名称（市内の支店等（委任先））に登録する準市内事業者の場合は、支店等（委任先）を記入して持参してください。

一般競争（指名競争）入札参加者資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

大牟田市長

令和2年 5 月 13 日

宛

大牟田市企業管理者

令和2・3年度において大牟田市（企業局）測量・建設コンサルタント等業務委託入札、見積に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加者資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

万一、申請書等に虚偽の記載があった場合は、いかなる措置を受けても異存ありません。

本店を記入

住 所 大牟田市〇〇町〇丁目〇番地
 商号又は名称 大牟田設計(株)
 役 職 名 代表取締役
 代 表 者 氏 名 大牟田 太郎

実 印

実
印

登録を希望する業種

第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望
土木設計	測量	補償コンサルタント
第 4 希望	第 5 希望	
地質調査	建築設計	

記入例

税証明交付申請書

年 月 日

大牟田市長宛

来た人 窓口に	住所	大牟田市〇〇町〇丁目〇番地		
	氏名	大牟田 太郎		

誰のものが 必要ですか	住所	大牟田市〇〇町〇丁目〇番地		
	氏名	大牟田設計(株)	印	法人の場合は印鑑が必要
	生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日	法人の場合は記入不要

【請求する証明】 滞納のない証明書 1通
 【提出先】 大牟田市企画総務部契約検査室

滞納のない証明書は、12時～13時までは交付できません。

窓口に来た人の本人確認を公的機関発行の顔写真付身分証明書(運転免許証・パスポート等)によりさせていただきます。

法人の場合は、必ず社名の表示された法人印の押印が必要になります。(支店名でも可。)

個人の場合で、本人以外の方が請求される場合は、下記の委任状が必要となります。

市税を納付されて10日以内に請求される場合は、納付の確認ができないことがありますので、領収書か振替が確認できる通帳をご持参ください。 大牟田市税務課

委任状

滞納のない証明書に係る、請求及び受領の権限を 下記の者に委任します。

年 月 日

大牟田市長宛

【委任者】

住所	
氏名	印

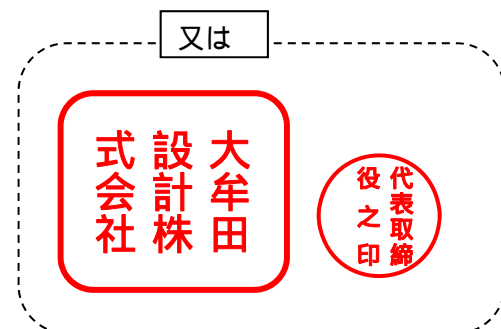
【受任者】(窓口に來られる方)

住所	
氏名	

令和 2 年 5 月 13 日

使 用 印 鑑 届

使用印



商号又は名称、支店名等、代表者の記載のある印鑑を届け出てください。
 商号又は名称、支店名等がない場合は、記載のある角印等を、代表者の記載がない場合は代表者の私印等を同時に届け出てください。

上記の印鑑は、入札、見積に参加し、契約の締結及び代金請求並びに受領のために使用したいのでお届けします。

住 所 大牟田市〇〇町〇丁目〇番地

商号又は名称 大牟田設計(株)

代表者氏名 代表取締役 大牟田 太郎



登録先（支店等）
を記入のこと。

委任状

住所 大牟田市〇〇町 丁目 番地
受任者 商号又は名称 大牟田中央設計(株) 大牟田支店
代表者氏名 支店長 大牟田 炭子 使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

使用印（支店長等
の印）を押印

委任事項

- 1．入札書類及び見積書類提出の件
- 2．契約締結の件
- 3．保証金納入及び取下げの件
- 4．委託業務の履行の件
- 5．代金(前払金を含む。)の請求及び領収の件
- 6．契約の変更又は解除並びに解除に伴う精算及び紛争処理に関する件
- 7．その他契約締結に関連する一切の権限
- 8．上記各号に関し、復代理人選任及び解任の件
- 9．共同企業体結成等に関する一切の件

期 間 （令和 2 年 8 月 1 日 から 令和 4 年 7 月 3 1 日まで）

令和 2 年 5 月 1 3 日

本店の住所等を記入の
こと。

住所 福岡市 区〇〇町〇丁目〇番地
委任者 商号又は名称 大牟田中央設計(株)
代表者氏名 代表取締役 大牟田 太郎 実印

本店代表者の印

大牟田市長
大牟田市企業管理者 宛

事業所従業員名簿

令和 2 年 5 月 13 日

支店登録(準市内業者)については、登録する支店等について記入

住 所 大牟田市〇〇町〇丁目〇番地
 商号又は名称 大牟田設計(株)
 代表者氏名 代表取締役 大牟田 太郎

本市との契約の際に、管理技術者又は照査技術者になりえる者を記入してください。

管理技術者又は照査技術者は免許等の写し及び3月以上の雇用関係が確認できる書類(健康保険証の写し等)を添付してください。

	氏 名	生年月日	登録業種に係る資格等
1		S 31.10.8	技術士(上下水道部門) 測量士 地質調査技士
2	登録業種に係る技術者を1人以上記入し、当該技術者の登録業種に係る資格等を記入してください。		技術士(建設部門) 測量士 土地家屋調査士
3			技術士(機械部門) RCCM(河川、砂防及び海岸) RCCM(下水道)
4		S 52.6.27	測量士補
5		S 48.9.10	一級建築士
6		S 60.8.19	一級建築士 土地家屋調査士
7		H 2.6.6	測量士補
8			
9			
10			

注1) 欄が不足する場合は、本様式を複写して追加記入してください。

本店を記入

資本関係・人的関係調書

この調書は、該当がない場合も全業者提出してください。
(詳細は留意事項参照のこと)

令和 2 年 5 月 1 3 日

所在地 大牟田市〇〇町 丁目 番地
商号又は名称 大牟田設計(株)
代表者 代表取締役 大牟田 太郎 印

申請日現在において、当社と他の大牟田市建設工事等入札参加資格者と資本関係又は人的関係のある者は、下記のとおり相違ありません。

1 資本関係又は人的関係の有無

記
あり ・ なし(どちらかに 記)

1 でなしに 記した場合は、2 以降の
記入の必要はありません。

2 資本関係のある他の入札参加資格者

会社法第 2 条第 4 号の 2 の規定による親会社等

商号又は名称	カブシキカイシャ フクオカケンセツ
	株式会社 福岡建設

会社法第 2 条第 3 号の 2 の規定による子会社等

商号又は名称	

に記載した親会社等の他の子会社等(自社を除く)

商号又は名称	

役員等の兼任の場合は、両方の業者が大牟田市に
登録する場合に記載してください。

3 人的関係のある他の入札参加資格者

役員等の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職
取締役	大牟田 次郎	株式会社 大牟田機械	取締役

4 その他(1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合)

商号又は名称	所在地	関係

1 で「なし」に 記を記入した場合は、2 から 4 の欄に記入する必要はありません。

それぞれ記載欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加してください。

誓 約 書

【測量・建設コンサルタント等業務委託】

大牟田市長

大牟田市企業管理者 宛

登録先を支店等に委任する場合であっても、本店の住所、名称等を記載してください。

令和 2 年 5 月 1 3 日

住 所

大牟田市〇〇町〇丁目〇番地

商号又は名称

大牟田設計㈱

代 表 者 名

代表取締役 大牟田 太郎

実印

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、貴市が行う措置（契約解除、違約金並びに損害賠償の請求、指名停止、事業者名の公表等を含む）について、一切の異議申し立てを行いません。

また、第 1 項各号の調査・確認のため、貴市が福岡県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1 次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と業務の一部を委任し、又は請け負わせる契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 大牟田市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び第 1 項各号に該当する者を再委託者としません。

4 第 1 項各号に該当する者を再委託者としていて、大牟田市から当該再委託契約の解除（当該再委託契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

(裏)

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第六号八及びり関係

暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力的又は暴力団員等である事実を知らずに、その者と再委託契約その他の契約を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第六号へ関係

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団又は暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

< 業務委託契約書約款抜粋 (暴力団排除条項) >

(委託者の解除権)

第42条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(一から五 略)

六 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において暴力団員等という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は利用しているとき。

ニ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ト 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

チ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受託者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(チに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第42条の2

次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす

一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(一括再委託等の禁止)

第7条 1項~3項(略)

4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請負させた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受託者は、大牟田市指名停止等措置要綱(平成8年3月1日施行)に基づく指名停止の措置を受けている者及び第42条第六号に該当する者に業務の一部を委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者が第42条第六号に該当する者に業務の一部を委任し、又は請け負わせていた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

3 前項の規定により契約が解除された

ことにより生じる契約当事者の損害その他前項の規定により委託者が受託者に対して解除を求めたことによって生じる損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。

役員等調書及び照会承諾書

令和 2 年 5 月 13 日

大牟田市長
大牟田市企業管理者 宛

登録先を支店等に委任する
場合であっても、本店の住
所等を記載してください。

住 所 大牟田市〇〇町 丁目 番地

組 織 名 大牟田設計㈱

代表者氏名 代表取締役 大牟田 太郎

実印

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、大牟田市建設工事等の請負契約に係る競争入札参加者資格1の(5)に掲げる者に該当するかどうかを確認するため、福岡県警察本部に照会することを承諾します。

(支店又は営業所等を契約先(委任先)とする場合は、当該支店長又は営業所長等も記載してください。)

役 職	氏 名	フリガナ(カタカナ記入)	性別(男・女)	生年月日 (明治M,大正T,昭和S,平成H)
	監査役については、記入不要 です。			

【備考】

氏名等この調書に記載されたすべての個人情報、大牟田市個人情報保護条例(平成14年12月27日条例第22号)の規定に基づいて取り扱うものとし、大牟田市が大牟田市発注工事等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて実施する暴力団等の排除の措置以外の目的には使用しません。大牟田市がこれらの情報をもとに福岡県警察本部から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法】

この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確(旧字等)な字体で記載してください。

- (1) 株式会社(有限会社を含む。)については、取締役、執行役、相談役及び顧問並びに当該役職と同等以上の地位を有する者を記載してください。(ただし、監査役及び執行役員の記入は不要です。)
- (2) 合名会社又は合同会社については、社員
- (3) 合資会社については、無限責任社員
- (4) 社団法人又は財団法人については、理事
- (5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者
- (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
- (7) 個人については、その者
- (8) 次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人を置く場合は、支配人
 - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
- (9) 当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人

業者登録票【測量 建設コンサルタント等の業種でも登録可能】

記入例：市内業者

【市内業者及び準市内業者用】

留意事項及び記載例を参照のうえ黒色太枠内をご記入ください。

新規	継続	H・R	登録有
受付日		受付番号	
審査	入力	照合	
業者番号	5000000		

担当者	三池 初子	TEL	41-2590		
本店	組織名	大牟田設計(株)			
	フリガナ	オオムタセツケイ			
	代表者氏名	役職	代表取締役	氏名	大牟田 太郎
	フリガナ	オオムタ タロウ			
	住所	福岡 都・道・府・県 大牟田市〇〇町〇丁目〇番地			
	郵便番号	836 1234	携帯TEL	000 000 0000	
	TEL	0944 00 0000	FAX	0944 00 0001	

支店等 (委任先)	<input checked="" type="checkbox"/> 上記 本店と同じ	チェックをいれる		
	組織名			
	フリガナ			
	代表(受任)者	役職	氏名	
	フリガナ			
	住所	大牟田市		
	郵便番号		携帯TEL	
TEL		FAX		

注) 指名競争入札通知書等は、原則として契約先(委任先)へFAXで送付します。

希望順位	業種	コード	新規・継続のいずれかに印	
	種目	コード	登録(許可)区分	申請区分
2	土木設計	020		新規 継続
	道路	020	R 6年 4月 10日	新規 継続
		030	R 5年 4月 10日	新規 継続
		040	R 5年 4月 10日	新規 継続
	農業土木	050	R 3年 4月 7日	新規 継続
	造園	070	R 3年 4月 7日	新規 継続
1	測量	030		新規 継続
	一般測量	010	R 6年 11月 4日	新規 継続
	航空測量	020	R 年 月 日	新規 継続
	台帳整備	030	R 年 月 日	新規 継続
3	補償コンサルタント	010		新規 継続
	補償コンサルタント	010	R 3年 2月 12日	新規 継続
			R 年 月 日	新規 継続
4	地質調査	040		新規 継続
	地質調査	010	R 4年 5月 30日	新規 継続
			R 年 月 日	新規 継続
			R 年 月 日	新規 継続
5	建築設計	030		新規 継続
	建築1級	010	R 5年 9月 30日	新規 継続
	電気設備	020	R 年 月 日	新規 継続
			R 年 月 日	新規 継続

業者登録票【測量 建設コンサルタント等の業種でも登録可能】

記入例：準市内業者

【市内業者及び準市内業者用】

留意事項及び記載例を参照のうえ黒色太枠内をご記入ください。

新規	継続	H・R	登録有
受付日		受付番号	
審査	入力	照合	
業者番号	5000000		

担当者	大牟田 初子	TEL	092-000-00002	記入不要			
本店	組織名	大牟田中央設計㈱					
	フリガナ	オオムタチュウオウセッケイ					
	代表者氏名	役職	代表取締役	氏名	大牟田 太郎		
	フリガナ	オオムタ タロウ					
	住所	福岡 都・道・府・県 福岡市 区〇〇町〇丁目〇番地					
	郵便番号	810	1234	携帯TEL	000	000	0000
	TEL	092	000	0000	FAX	092	000
支店等 (委任先)	<input type="checkbox"/> 上記 本店に同じ						
	組織名	大牟田中央設計㈱ 大牟田支店					
	フリガナ	オオムタチュウオウセッケイ オオムタシテン					
	代表(受任)者	役職	支店長	氏名	大牟田 炭子		
	フリガナ	オオムタ スミコ					
	住所	大牟田市〇〇町〇丁目〇番地					
	郵便番号	836	8666	携帯TEL	000	000	0000
TEL	41	2590	FAX	41	2592		
注) 指名競争入札通知書等は、原則として契約先(委任先)へFAXで送付します。							
登録業種・種目	希望順位	業種	コード	新規・継続のいずれかに 印			
		種目	コード	登録(許可)区分	申請区分		
	2	土木設計	020		新規	継続	
		道路	020	R 6年 4月 10日	新規	継続	
		下水道	030	R 5年 4月 10日	新規	継続	
		農業土木	040	R 5年 4月 10日	新規	継続	
		造園	050	R 3年 4月 7日	新規	継続	
		造園	070	R 3年 4月 7日	新規	継続	
	1	測量	030		新規	継続	
		一般測量	010	R 6年 11月 4日	新規	継続	
		航空測量	020	R 年 月 日	新規	継続	
		台帳整備	030	R 年 月 日	新規	継続	
	3	補償コンサルタント	010		新規	継続	
		補償コンサルタント	010	R 3年 2月 12日	新規	継続	
				R 年 月 日	新規	継続	
				R 年 月 日	新規	継続	
	4	地質調査	040		新規	継続	
	地質調査	010	R 4年 5月 30日	新規	継続		
			R 年 月 日	新規	継続		
			R 年 月 日	新規	継続		
5	建築設計	030		新規	継続		
	建築1級	010	R 5年 9月 30日	新規	継続		
	電気設備	020	R 年 月 日	新規	継続		
			R 年 月 日	新規	継続		

令和 2 年度
一般競争（指名競争）入札参加者資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）受付票

支店登録（準市内業者）については、
登録する支店等について記入

受付印

商号又は名称 **大牟田設計㈱**

注 意 事 項

申請後に経営事項審査を受審された場合は、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出（FAX 可）してください。

建設業許可を更新した場合は、建設業許可通知書の写しを提出（FAX 可）してください。

商号又は名称、代表者（支店長等）、本店（支店等）の所在地等に変更があった場合、まずご一報ください。その後、本市指定の変更届の様式（任意の様式可）に必要書類を添付のうえ、契約検査室へ提出（持参又は郵送）してください。必要書類は、市公式ホームページ「入札参加者資格審査申請書変更届の添付書類一覧」を参照してください。

市内業者、準市内業者及び認定業者にあつては、技術者の異動（雇用、離職等）が生じた場合は、本市指定の変更届の様式（任意の様式可）に必要書類を添付のうえ、契約検査室へ提出（持参又は郵送）してください。

不明な点等がありましたら、大牟田市企画総務部契約検査室にお問い合わせください。

T E L（直通）0944-41-2590

F A X（直通）0944-41-2592

お 願 い

地元業者の育成及び地元経済の活性化のため、次のことにご協力ください。

- 1．工事の一部を下請発注する場合は、地元業者を優先的に使用してください。
- 2．工事に使用する資材等は、できる限り地元業者から購入してください。
- 3．常雇の労働者で対応できないときは、できる限り地元から雇用してください。

工事の施工に当たっては、住民へ迷惑のかからないよう十分配慮してください。

なお、申請書類については、大牟田市情報公開条例に基づき公開の対象とすることがあります。

大牟田市企画総務部契約検査室

業 種 ・ 種 目 一 覧

コンサル

業 種	コード	種 目	コード	備 考			
測 量	0 1 0	一般測量	0 1 0	測量業者			
		航空測量	0 2 0				
		台帳整備	0 3 0				
土木設計	0 2 0	河川、砂防及び海岸	0 1 0	建設コンサルタント			
		道 路	0 2 0				
		上水道	0 3 0				
		下水道	0 4 0				
		農業土木	0 5 0				
		廃棄物	0 6 0				
		造 園	0 7 0				
		都市計画・地方計画	0 8 0				
		土質及び基礎	0 9 0				
		鋼構造及びコンクリート	1 0 0				
		電気電子	1 1 0				
		建築設計	0 3 0		建築1級	0 1 0	1級建築士事務所
					電気設備	0 2 0	
機械設備	0 3 0						
地質調査	0 4 0	地質調査	0 1 0				
補償コンサルタント	0 5 0	補償コンサルタント	0 1 0	補償コンサルタント 土地家屋調査士 不動産鑑定士 司法書士			
漏水調査	0 6 0	漏水調査	0 1 0				
管渠調査	0 7 0	管渠調査	0 1 0				